# ★単一建物居住者の確認について(居宅療養管理指導)★

●平成30年度の法改正により、指定(介護予防)居宅療養管理指導において、単一建物居住者の人数により報酬 算定を行うこととなりました

この改正を受け、本市では、各事業所における報酬請求状況の確認のため、利用者一覧の提出をお願いいたします。なお、提出いただく利用者一覧表の作成にあたっては以下の点についてご留意願います。

また、報酬請求の状況については、今後とも定期的に確認させていただく予定ですので、日頃から適切な利用者の管理をお願いいたします。

## ●作成にあたっての留意点

▽提出(作成)頂く書式は任意ですが、以下の仙台市ホームページに掲載している**参考様式**の項目及び記入例 の注意点を踏まえて作成してください。

#### 【参考様式掲載場所】

仙台市ホームページ/事業者向け情報/福祉・医療【福祉】/高齢者施設・介護保険などサービス/ 居宅サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援・施設サービス・介護予防サービス(事業者向け)/ その他【居宅療養管理指導における単一建物居住者の確認について】

▽サービス提供場所は、実際に訪問してサービスを提供する先の住所をご記入ください。

▽報酬区分を記載する際には、以下の取り扱いを確認し、誤りがないか改めてご確認ください。

# 指定(介護予防)居宅療養管理指導

単一建物居住者の人数とは、同一月における以下の利用者の人数をいいます。

- ア 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの 集合住宅等に入居又は入所している利用者
- イ (介護予防)小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。)、(介護予防)認知症対応型共同生活 介護、複合型サービス(宿泊サービスに限る。)などのサービスを受けている利用者

### 【医師が行う場合】

(1) 居宅療養管理指導(I)

(一) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	507 単位
(二)単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	483 単位
(三) (一)及び(二)以外の場合	442 単位

(2) 居宅療養管理指導(Ⅱ) ※在宅時(施設入居時等)医学総合管理料を算定する場合

(一) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	294 単位
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	284 単位
(三)(一)及び(二)以外の場合	260 単位

### 【歯科医師が行う場合】

(1) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	507 単位
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	483 単位
(3) (1)及び(2)以外の場合	442 単位

#### 【薬剤師が行う場合】

(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合

(一) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	558 単位
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	414 単位
(三)(一)及び(二)以外の場合	378 単位

### (2) 薬局の薬剤師が行う場合

(一) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	507 単位
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	376 単位
(三)(一)及び(二)以外の場合	344 単位

#### 【管理栄養士が行う場合】

(1) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	537 単位
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	483 単位
(3) (1)及び(2)以外の場合	442 単位

### 【歯科衛生士等が行う場合】

(1) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	355 単位
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	323 単位
(3) (1)及び(2)以外の場合	295 単位

ただし、次の場合には、上記に関わらず、それぞれの所定単位数を算定します。

- ① ユニット数が 3 以下の認知症対応型共同生活介護事業所については、それぞれのユニットにおいて、居宅療養管理指導を算定する人数を、単一建物居住者の人数をみなすことができます。
- ② 1つの居宅に、居宅療養管理指導の対象となる同居する同一世帯の利用者が2人以上いる場合の居宅療養管理指導は、利用者ごとに「単一建物居住者が1人の場合」を算定します。
- ③ 訪問先の建築物において、事業所において居宅療養管理指導を行う利用者数が、当該建物の戸数の 10%以下の場合又は当該建築物の戸数が 20 戸未満あって、事業所が居宅療養管理指導を行う利用 者が2人以下の場合には、それぞれ「単一建物居住者が1人の場合」を算定します。

#### [根拠規定]

- ●指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
- ●指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項(平成 12 年 3 月 1 日労企第 36 号厚生省老健福祉局企画局長通知) 平成 30 年.3 月 22 日付け改正【介護保険最新情報 Vol. 628】

# [参考]

- ●「平成 30 年度介護報酬改定に関するQ&A」
  - ·介護保険最新情報 vol.629(Q&A vol.1)
  - ·介護保険最新情報 vol.649(Q&A vol.3)
  - ·介護保険最新情報 vol.657(Q&A vol.4)
  - ·介護保険最新情報 vol.662(Q&A vol.5)